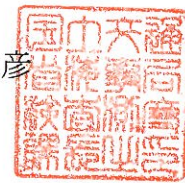




国海査第 501 号の 2
平成 25 年 3 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齋藤 弘 殿

国土交通省海事局
検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表(案)

附属書 C 機関の検査に関する附属書

(下線の部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| 1. 承認試験 | 1. 承認試験 |
| 1.1~1.2 (略) | 1.1~1.2 (略) |
| 1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)(編集注:平成18 年8 月1 日施行) | 1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)(編集注:平成18 年8 月1 日施行) |
| 1.3.1-1 (略) | 1.3.1-1 (略) |
| 1.3.1-2 <u>JIS K 6349:2012</u> に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。) | 1.3.1-2 <u>JIS K 6349-3</u> に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。) |
| 1.3.1-3 (略) | 1.3.1-3 (略) |
| 1.3.2 (略) | 1.3.2 (略) |
| 2.~7. (略) | 2.~7. (略) |

附属書H 特定のサービス・ステーション等の証明

(下線の部分は改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明 | 3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明 |
| 3.1～3.3 (略) | 3.1～3.3 (略) |
| 3.4 立入り 管海官庁は、 <u>1</u> 年ごとに当該サービス・ステーションについて、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 | 3.4 立入り 管海官庁は、 <u>半</u> 年ごとに当該サービス・ステーションについて、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 |
| 3.5～3.8 (略) | 3.5～3.8 (略) |
| 4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明 | 4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明 |
| 4.1～4.4 (略) | 4.1～4.4 (略) |
| 4.5 立入り 管海官庁は、 <u>1</u> 年ごとに <u>当該</u> サービス・ステーションについて、整備点検時の立会いを含め、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 | 4.5 立入り 管海官庁は、 <u>原則として半</u> 年ごとにサービス・ステーションについて、整備点検時の立会いを含め、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 |
| 4.6～4.10 (略) | 4.6～4.10 (略) |
| 5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明 | 5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明 |
| 5.1～5.4 (略) | 5.1～5.4 (略) |
| 5.5 立入り 管海官庁は、 <u>1</u> 年ごとに当該事業場について、施設の状況、装備・整備 | 5.5 立入り 管海官庁は、 <u>原則として半</u> 年ごとに当該事業場について、施設の状 |

| 改正案 | 現行 |
|---------------------------|----------------------------------|
| 点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 | 況、整備・整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。 |
| 5.6～5.9 (略) | 5.6～5.9 (略) |